インフルエンザの流行について（注意報）（速報値）

平成３０年１月３０日（火）１５時００分

北海道八雲保健所
（北海道渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室）
電 話：０１３７－６３－２１６８

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、平成３０年第４週（平成３０年１月２２日～平成３０年１月２８日）において、八雲保健所管内の定点あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準である１０人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、八雲保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

記

１　インフルエンザ患者受診数（平成３０年第４週（１月２２日～１月２８日））

区　　分	八雲保健所	全　道※	全　国※
定点あたり患者数	１８．３３人	１６．４２人	５１．９３人
定点受診患者総数	５５人	３，６４６人	２５６，８３３人

※全道、全国数値は平成３０年第３週（１月１５日～１月２１日）

２　対応

八雲保健所では、ホームページや関係機関などを通じて、手洗いやうがいの励行、マスクの着用や咳エチケットの励行などによるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。

３　参考

（１）インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業の一環として、八雲保健所管内の定点医療機関（施設数３か所）を受診したインフルエンザ患者数を一週間ごとに把握・集計し、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の基準値を超えた場合に発令します。

注意報は流行前であれば、今後４週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【注意報・警報の基準】
注意報：１定点医療機関あたりの受診患者数が１週間で１０人以上となった場合
警　報：１定点医療機関あたりの受診患者数が１週間で３０人以上となった場合
※警報発生後は、１定点医療機関あたりの受診患者数が１０人未満となるまで警報を継続

（２）最近５週における定点医療機関からの報告状況（表示は「報告数（患者/定点）」単位：人）

	第52週 (12/25～12/31)	第1週 (1/1～1/7)	第2週 (1/8～1/14)	第3週 (1/15～1/21)	第4週 (1/22～1/28)
八雲保健所	8(2.67)	17(5.67)	19(6.33)	15(5.00)	55(18.33)
全　道	2,682(12.08)	2,176(9.94)	2,279(10.27)	3,646(16.42)	－（　－　）
全　国	85,976(17.88)	80,199(16.34)	131,080(26.49)	256,833(51.93)	－（　－　）

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html）